

改正 2013年2月14日

2015年3月28日

（目的）

第1条 本学の教育研究活動が、教職員の高度な倫理意識のもと公正に行われることを目的とし、そのために必要な方策を検討し、実施するために、同志社大学倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第2条 前条の目的を達成するため、委員会は次の事項を取り扱う。

- （1）教職員の倫理意識を高めるための法令、規程等の遵守に係る啓発、研修等に関すること。
- （2）「同志社大学における違反行為等への対応に関する規程」（以下「対応に関する規程」という。）第1条にいう「違反行為等」が生じた場合の対応に関すること。
- （3）内部統制システムの点検及び業務監査に関すること。
- （4）その他必要な事項

（構成）

第3条 委員会は、学長が委嘱する次の者をもって構成する。

- （1）副学長 1名
- （2）学部長、研究科長から3名
- （3）研究倫理委員会委員長
- （4）キャンパス・ハラスメント防止に関する委員会委員長
- （5）倫理審査室長
- （6）学識経験者若干名

2 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもってあてる。

（任期）

第4条 前条第1項第6号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。その他の委員の任期は、その職の期間とする。

（議事）

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は、出席者の過半数で決する。
- 3 対応に関する規程に定める議決事項は、委員の3分の2以上で決する。
- 4 必要あるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を徴することができる。

（業務監査）

第6条 委員会は、部、科、所、センター、室、課、事務室（以下「部課等」という。）の業務執行について監査（以下「業務監査」という。）を行うことができる。

- 2 業務監査に関する事項は別に定める。

（権限）

第7条 委員会は、対応に関する規程に定める予備調査、本調査及び再審査を行うため、関係部課等に対して当該事案に係る資料の提出を求め、関係者から事情を聴取することができる。

- 2 委員会は、業務執行の適正性を確保するため、部課等に対して改善及び是正に必要な措置について、指導又は助言をすることができる。
- 3 委員会は、違反行為等が発生する恐れがあると認められる場合、当該部課等に対して点検及び調査を行うことを指示し、その結果について報告を求めることができる。
- 4 委員会は、違反行為等への対応に関して、対応に関する規程に定めるもののほか、必要な事項を定めることができる。

（事務）

第8条 委員会の事務は、倫理審査室が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。